

入札参加要件に関する解体工事施工技士資格等について

- 1 解体工事施工技士の指導を受けて施工する工事の場合は、「解体工事施工技士資格者証」または「登録証」の写しを添付して、総務部契約課契約係へお申し込み下さい。
- 2 解体工事に関して8年以上の実務経験を有する技術者の指導を受けて施工する場合は、技術者の解体工事の「経歴書」（書式は任意）を総務部契約課長へ事前確認を行った上で、確認済み「経歴書」の原本を添付して、総務部契約課契約係へお申し込み下さい。

上記1、2における技士及び技術者は、現場代理人、監理技術者、主任技術者との兼任が可能です。

<上記2による総務部契約課長の事前確認について>

- (1)参加申請期間中に下記担当者まで事前連絡の上、総務部契約課長の事前確認を受けて下さい。
- (2)「経歴書」は、8年以上の実務経験がはっきりわかるように記載して下さい。
- (3)経歴書は、事前確認を受けた後、総務部契約課契約係へお申し込み下さい。
- (4)受付場所

東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山 4階
東京都住宅供給公社
総務部契約課契約係 経歴書審査担当
電話 03-3409-2261 (代表)

- (5)受付期間
参加申請期間中の全期間受付を行います。

3 「解体工事施工技士」又は「解体工事に関して8年以上の実務経験を有する技術者」の指導を受けて施工する場合の業務内容

- (1) 施工計画書及び施工報告書の作成についての指導。
- (2) 施工に関し、必要な指導、助言等を行う。
- (3) 施工計画書等を確認し、確認印を押印し資格証の写し又は経歴書を添付する。
- (4) 施工報告書等を確認し、確認印を押印する。